令和7年7月

保健総務課医事チーム

診療所開設届出事項等変更届（開設者が医師・歯科医師の場合）について

【添付書類】

①診療所名称②診療科目③診療日・診療時間

なし

④住居表示

住居表示を証する書面の写し（または原本）

⑤開設者の住所・氏名

戸籍抄本又は謄本（住所のみを変更したときは添付書類は不要）。

⑥開設者の兼務・兼職状況

他の病院・診療所に勤務する場合は、その病院・診療所の開設者の同意書。他の病院・診療所を退職した場合は、その旨が分かる書類（退職証明書、離職票、退職辞令等）

【留意事項】

②　診療科目の変更

※　令第３条の２に規定されている診療科目であること。（麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の写しが必要。）

④　住居表示の変更

 　区画整理等で診療所所在地の住居表示が変更された場合に届け出ること。

※　診療所の所在地（移転等）が変わる場合はこの届出ではなく、診療所の廃止・新規の手続を取ること

⑥　開設者の兼務・兼職状況

臨床研修終了医師等が開設者となっている診療所が他の診療所等と兼務または他の診療所等で勤務している場合であって、その兼務等の状況に変更があった場合に届け出ること。

　　他の病院・診療所を開設・管理する場合は、事前に許可が必要。